【注意】
必要な証明資料が添付されていない場合は、競争参加要件については競争参加資格なし、評価項目については評価しないこととなるので、本説明書を熟読の上、技術資料を作成してください。

技術資料作成説明書（工事）
【条件付一般競争入札版】

令和８年７月版

東日本高速道路株式会社
新潟支社

技術資料作成説明書（条件付一般競争入札版）

この技術資料作成説明書（技術資料様式）は、入札方式が「条件付一般競争入札」の場合で、「共通入札公告（令和８年７月版）」2-3-2.競争参加資格確認申請書の作成及び 3-4-3.競争参加資格確認申請書の作成に係る作成方法を示すものである。

1.競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書及び申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）の提出を行うこととする。なお、証明書類は 5 の各項目に示す書類を PDF 形式（ファイル名、作成サイズは自由）で提出を行うこととする。

様式 番号	様式 名称	作成 ファイル名	作成 サイズ	ファイル 形式
様式 1	競争参加資格確認申請書	様式 1_申請書（会社名）	A4 判	PDF
様式 2	技術資料	様式 2_技術資料（会社名）	－	xlsx
様式 3	施工計画立案能力	様式 3_施工計画（会社名）	A4 判	PDF

《留意事項》

※様式 3 は、入札公告（説明書）において、落札者決定方法が総合評価落札方式「工事実績評価型（実績Ⅰ型)」の場合に作成するものとする。

2.様式のデータファイル提供について

申請書の各様式のうち技術資料(競争参加確認申請書様式 2)は、xlsx 形式ファイル(Microsoft 社の「Excel2007」それ以降のバージョンで作成したデータ)、その他のファイルは docx 形式ファイル（Microsoft 社の「Word2007」それ以降のバージョンで作成したデータ）で提供する。

3.申請書及び証明資料の提出方法

申請書及び証明資料の提出方法：入札公告（説明書）を参照することとする。

申請書及び証明資料の提出に関する留意事項：次の 1)及び 2)のとおりである。

1)： 申請書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成ファイル名・作成サイズ・ファイル形式により各様式を作成し、保存したデータを添付することとする。

2)： PDF 形式で提出するデータファイルは以下のとおり作成することとする。

《PDF ファイルの作成》

① NEXCO 東日本から提供された docx 形式のデータファイルに必要事項を記載する。

②上記①により作成したデータを紙印刷又は PDF 形式印刷をする。

③上記②で紙印刷した場合はスキャナ等により PDF 化する。

4. 申請書の作成

(1) 申請書及び証明書一覧表

提出が必要となる申請書及び証明資料の作成は、入札方式に応じ下表の番号に示す留意事項及び注意事項を参照すること。なお、詳しくは、入札公告（説明書）で提出を求めている内容を確認すること。

様式番号	様式名称及び証明資料等		指名併用型	総合評価落札方式			
				（工事実績評価型）			（技術提案評価型／高度技術提案型）
				実績Ⅱ型（地域活用型）	実績Ⅱ型	実績Ⅰ型	
様式1	競争参加資格確認申請書		4.(2).1)	4.(2).1)	4.(2).1)	4.(2).1)	4.(2).1)
様式2	技術資料	企業の同種工事の施工実績	5.(1)	5.(1)	5.(1)	5.(1)	5.(1)
		製造予定業者の同種機器の納入実績	5.(2)	5.(2)	5.(2)	5.(2)	5.(2)
		保守技術支援体制	5.(3)	5.(3)	5.(3)	5.(3)	5.(3)
		品質管理、環境、労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの取得状況		5.(4)	5.(4)	5.(4)	
		表彰実績			5.(5)	5.(5)	
		災害時の協力実績		5.(6)	5.(6)	5.(6)	
		緊急時の施工体制		5.(7)			
		ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況		5.(8)	5.(8)	5.(8)	
		カーボンニュートラルへの取り組み		5.(9)	5.(9)	5.(9)	
様式3	施工計画立案能力					6.(1)	

(2) 申請書の作成に関する留意事項

申請書の作成に関する留意事項は次の 1)から 2)のとおり。

1)：様式 1「競争参加資格確認申請書」

本説明書に添付している様式 1　「競争参加資格確認申請書」を参考に作成することとする。

2)：様式 2「技術資料」

本説明書に添付している様式 2「技術資料」及び本説明書 5.様式 2「技術資料」記載上の注意事項及び証明資料」を参考に作成することとする。

3)：様式 3「施工計画立案能力」

本説明書に添付している競争参加確認申請書様式 3「施工計画立案能力」及び本説明書「6.競争参加確認申請書様式 3「施工計画立案能力」記載上の注意事項及び証明資料」を参考に作成することとする。

5. 様式 2「技術資料」記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の右欄にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすることとする。

(1) 企業の同種工事の施工実績

1) 単体又は特定ＪＶの代表者

入札公告（説明書）で指定する年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（以下、「元請」という。）として完成及び受渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
同種工事	入札公告（説明書）で指定する企業に求める同種工事の内容による。	
記載上の注意事項	**【求める同種工事が単独の場合】** ① 入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績を１件記載すること。 **【求める同種工事が複数あって、かつ同一工事での実績を求める場合】** ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ１件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事であること。 **【求める同種工事が複数であるが、同一工事での実績でなくとも認める場合】** ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ１件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	□
	②記載した同種工事の評定点合計が 65 点未満の工事でないこと。	□
	③記載した同種工事が共同企業体の構成員としての実績の場合は、次のｲ)又はﾛ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 ｲ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が 20%以上であること。 ﾛ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。	□
	④契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正されている場合は、修正後の評定点を記載すること。	□
証明資料	①当該工事のコリンズ**竣工登録時**の「登録内容確認書」（以下「登録内容確認書」という。）を添付すること。	□
	②登録内容確認書では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。	□
	③評定点合計を発注者から通知された写し（以下「評定通知書」という。）を添付すること。ただし、評定結果が修正されている場合、修正後の評定通知書を添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完成及び受渡しが完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書を添付することができない場合は、入札公告（説明書）に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照合することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。	□

	④完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 ｲ）評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その提出日。 ﾛ）評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ﾊ）評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	□
	⑤必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	□

2)特定ＪＶの構成員【入札公告（説明書）で特定 JV の競争参加を認め、かつ、該当する場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。		
同種工事	入札公告（説明書）で指定する企業に求める同種工事又は同種工事（緩和）の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種工事が単独の場合】 ① 入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績を１件記載すること。 【求める同種工事が複数あって、かつ同一工事での実績を求める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ１件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事であること。 【求める同種工事が複数であるが、同一工事での実績でなくとも認める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ１件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	□
	②記載した同種工事の評定点合計が 65 点未満の工事でないこと。	□
	③記載した同種工事が共同企業体の構成員としての実績の場合は、次のｲ)又はﾛ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 ｲ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が 20%以上であること。 ﾛ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。	□
	④契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正されている場合は、修正後の評定点を記載すること。	□
証明資料	①登録内容確認書を添付すること。	□
	②登録内容確認書では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。	□
	③評定通知書を添付すること。ただし、評定結果が修正されている場合、修正後の評定点合計の写しを添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完成及び受渡しが完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書を添付することができない場合は、入札公告（説明書）に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照合することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。	□

	④完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 ｲ）評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その提出日。 ﾛ）評定通知書が証明書類として提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ﾊ）評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	□
	⑤必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	□

(2) 製造予定業者の同種機器の納入実績【入札公告（説明書）で機器製作の納入実績を求めている場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した下記の同種機器の納入実績を有すること。又は競争参加希望者が本工事において納入予定の製造予定業者が同種機器の納入実績を有すること。		
同種機器	入札公告（説明書）で指定する同種機器の内容による。	
記載上の注意事項	①競争参加希望者自ら同種機器を製造する場合は、「同種機器の製造予定業者」欄に「自社製造」と記載すること。また、同種機器を入札公告（説明書）で指定された年度以降に納入した実績を１件記載すること。	□
	②競争参加希望者自ら同種機器を製造せず他社へ製造を委託し納入する予定の場合は、「同種機器の製造予定業者」欄に「製造予定業者名」を記載すること。また、製造予定業者が同種機器を入札公告（説明書）で指定された年度以降に納入した実績を１件記載すること。	□
	③記載した同種機器が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上であること。	□
証明資料	①同種機器を納入した実績がコリンズで確認できる場合は、登録内容確認書を添付すること。	□
	②登録内容確認書では、同種機器の納入実績が確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書等」で同種機器の納入実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。	□
	③必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	□

(3) 保守技術支援体制【機器製作で納入実績を求める場合】

機器の故障又はシステムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。		
記載上の注意事項	①機器の故障又はシステムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う「会社名」・「組織名」・「所在地」を記載すること。	□
	②保守技術支援は、原則として自社の組織とするが、アフターサービスを主体とする会社等に依頼する場合は、「会社名」・「組織名」・「競争参加希望者との関係」を記載すること。なお、依頼する会社が複数いる場合は代表的な１社について記載すること。	□
証明資料	①機器の保守技術支援体制表（下記作成例参照）を作成し添付すること。 保守技術支援を行う会社以外の関連のある組織（例：営業部、修理部門等）についても、関連が具体的にわかるように流れ図方式で明記すること。 また、所在地及び連絡先も併記すること。	□
	②必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	□

保守技術支援体制表（作成例）



(4) 品質管理、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

記載上の注意事項	①本工事の施工にあたり取得しているマネジメントが規定している事業活動内容が有効である場合に「取得数」を記載すること。取得しているマネジメントシステムが無い場合は「取得なし」とすること。	□
	②特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体は次の 1)又は 2) に基づき記載すること。 1)特定建設工事共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加希望者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が取得しているマネジメントシステムを示すこと。 2)経常建設共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加希望者が経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が取得しているマネジメントシステムを示すこと。	□
証明資料	①マネジメントシステムを取得している場合は、その登録証の写しを添付すること。 なお、添付されていない場合は技術評価対象としない。	□

(5) 表彰実績【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

記載上の注意事項	①入札公告（説明書）で指定する年度以降（表彰実績の適用日は表彰状に記載されている日付とする。）に NEXCO 東日本から優秀工事等又は外部表彰の、表彰の実績を有する場合に次の 1)又は 2)に基づき表彰実績を１件示すこと。表彰の実績が無い場合は「表彰実績なし」とすること。 1)優秀工事等の場合は、入札公告（説明書）で指定された工事種別に属する工事についてのみ表彰実績として認める。 2)社長表彰（感謝状を含む）又は支社長による外部表彰（感謝状を含む）の場合は、工事種別は問わない。	□
	②特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体は次の 1)又は 2）に基づき記載すること。 1)特定建設工事共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加希望者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の有する表彰実績を示すこと。 2)経常建設共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加希望者が経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が有する表彰実績を示すこと。	□
	③表彰実績を有する場合は、表彰年月日、表彰名（「優秀工事」「安全管理優秀工事」等)、表彰対象工事の工事種別（優秀工事等の表彰実績の場合）を記載すること。	□
	④ NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の表彰実績は、評価対象としない（表彰実績として認めない)。	□
	⑤NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、競争参加資格停止措置要件に該当し、その工事が要因となり競争参加資格停止措置を受けた工事の表彰実績は、評価対象としない（表彰実績として認めない)。	□
	⑥共同企業体として優秀工事等の表彰実績を有する場合は、代表者、又は構成員のいずれの立場で表彰された場合であっても実績として評価する。 なお、乙型共同企業体の代表者又は構成員としての実績の場合は、分担工事の工事種別が入札公告（説明書）で指定された工事種別であること。	□
	⑦共同企業体として社長表彰又は支社長による外部表彰（感謝状を含む）の表彰実績を有する場合は、代表者、又は構成員のいずれの立場で表彰された場合であっても実績として評価する。	□
証明資料	①表彰実績を「有」とした場合は、その表彰状の写しを添付すること。 なお、添付されていない場合は技術評価対象としない。	□

(6) 災害時の協力実績【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

記載上の注意事項	①**【工事実績評価型実績Ⅰ型又は実績Ⅱ型の場合】** 入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績が有る場合に協力実績を１件示すこと。 協力実績が無い場合は「実績なし」とすること。	□
	①**【工事実績評価型実績Ⅱ型（地域活用型）の場合】** 入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本管内、または入札公告（説明書）で指定する地域内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績がある場合に協力実績を示すこと。それ以外は「実績なし」とすること。	
	②特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体は次の 1）又は 2）に基づき記載すること。 1）特定建設工事共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加希望者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が災害協力の実績が有る場合に「実績あり」とすること。 2）経常建設共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加希望者が経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力の実績が有る場合に「実績あり」とすること。	□
	③NEXCO 東日本が「直接的」又は「間接的」に応急復旧を依頼し契約を行ったとは以下のことをいう。 ・「直接的」について 直接的とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定する災害復旧方式≪工事・調査等≫、災害復旧方式【簡易型】≪物品・役務≫、「東日本高速道路㈱関東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定」のいずれかに基づき契約し完了したものをいう。 ・「間接的」について 間接的とは、NEXCO 東日本から NEXCO 中日本、NEXCO 西日本、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）に対して災害時の協力要請を行い、これら５会社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。	□
	④災害時の協力実績を有する場合は、工事名又は業務名、発注者名、履行期間、履行箇所を記載すること。	□
	⑤「東日本高速道路（株）新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定」を締結している場合は「有」、締結してない場合は「無」に記入すること。	□
証明資料	①災害協力実績を有する場合は、工事名又は業務名、発注者名、履行期間、履行箇所、受渡時期等、災害協力の実績が確認できる書類の写し（依頼書及び承諾書、発注書及び受渡書、又は契約書など）を添付すること。 なお、添付されていない場合は技術評価対象としない。	□
	②災害協力実績の時点については、次の書類により確認する。 ｲ）受渡書が証明書類として提出されている場合は、その提出日。 ﾛ）受渡書が提出されていない場合は、発注者が発行した完了及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 ﾊ）上記ｲ）、ﾛ）が提出されていない場合は、履行期間の末日。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	□

(7) 緊急時の施工体制【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

証明資料	① 緊急時の施工体制を有する場合は、所在地を確認できる書類の写し（「建設業許可申請書における営業所一覧表」等の写しの最新版）を添付すること。 なお、添付されていない場合は技術評価対象としない。	□

(8) ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

記載上の注意事項	①入札公告（説明書）で指定するワーク・ライフ・バランス関連制度認定を受けている場合は取得している認定すべてを示すこと。取得している認定が無い場合は「取得なし」とすること。	□
	②特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体は次の 1)又は 2）に基づき記載すること。 1)特定建設工事共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加希望者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が取得している認定を示すこと。 2)経常建設共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加希望者が経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が取得している認定を示すこと。複数の者の取得数を合算しての評価は行わない。	□
証明資料	①ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得がある場合は、認定を受けた事実を証明できる書類（認定書の写し等）を添付すること。 なお、添付されていない場合は技術評価対象としない。	□

(9) カーボンニュートラルへの取り組み【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

記載上の注意事項	①入札公告（説明書）で指定するカーボンニュートラルへの取り組みを当該工事の建設現場において実施する場合、該当する取り組みにチェック又は取り組み内容を記載すること。	□
	②共同企業体で競争参加資格申請を行う場合は、いずれかの構成員が取り組みを実施すること。	□
	③取り組みは、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わないものとする。	□
	④取り組みは、当該工事において実施が確認でき、安全や目的物の品質に影響を与えないものとする。	□
	⑤「その他のカーボンニュートラルへの取り組み」において、複数の内容が記載された場合であっても、１つの取り組みとして評価するものとする。	□
契約後の取扱い	①「取り組むとした内容」は履行義務が生じるものとする。	□
	②監督員が履行確認を行った結果、受注者の責により「取り組むとした内容」の履行が達成されないと認められた場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる。（最大５点） また、工事請負契約書第 26 条の 2 項に基づき未履行額を請求する。	□
	③競争参加資格申請時に取り組むとした内容の詳細について、別途監督員から交付される「カーボンニュートラル施工計画書」に記載の上、監督員に提出するものとし、履行状況を「創意工夫・社会性等に関する実施状況」「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」（共通仕様書規定様式）にて提出するものとする。	□
証明資料	ー	

6. 競争参加確認申請書様式３「施工計画立案能力」記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の右欄にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすることとする。

(1) 施工計画立案能力 【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

入札公告（説明書）で求めるテーマについて記載すること。		
記載上の注意事項	①求める１テーマにつきＡ４版１枚で施工計画に関して記載すること。 １テーマにつき記載できる項目は２項目までとすること。 文字の大きさは１０ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能であること。なお、文字の大きさが１０ポイント未満または判読不可能な場合は、その施工計画は加点評価対象としない。	□
	②提出されたすべての施工計画について、記載内容のすべて又は一部に関係法令に抵触する内容が含まれる場合、競争参加資格が無いものとみなす。	□
	③記載する施工計画が２項目に満たない場合は記載項目数を、２項目を超える場合は記載順の２項目で加点評価を行い、それ以降の施工計画は加点評価対象としない。ただし、２項目を超えて記載された施工計画についても採否又は欠格の評価を行い、採用とされた施工計画は履行義務を負うものとする。	□
	④記載する施工計画は、監督員が履行確認可能な内容とすること。履行確認が出来ない施工計画は不採用とする。	□
	⑤記載する施工計画（施工計画の一部を含む）が、本工事の設計図書に適合しない、又は本工事で採用できない内容である場合、当該施工計画（施工計画の一部も含む）を不採用とする。	□
	⑥加点評価の対象とした施工計画のすべてが不採用となった場合は、競争参加資格が無いものとみなす。	□
	⑦施工計画の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。	□
	⑧添付資料を参照しないと評価ができない施工計画は不採用とする。	□
	⑨必要以上の資機材の追加や、必要な能力以上の施工機械への変更など、仕様を超える施工計画を求めるものではない。	□
添付資料	①記載した施工計画の理解を図るため、A4 又は A3 サイズ 1 頁に限り添付資料を認める。添付資料（施工状況写真、事例図面、カタログ抜粋等）は施工計画の記載内容を確認することのみに用いる。	□

以　上